

1. 事業説明シート

事業名	道路事業[緊急道路整備修繕事業 (国補)]	事業箇所	北杜市高根町清里	地区名	国道141号 (清里歩道工区)	事業主体	山梨県
-----	-----------------------	------	----------	-----	-----------------	------	-----

**(1) 事業の概要**

**①課題・背景**  
 本路線は、韮崎市本町を起点とし、長野県上田市に至る延長約33kmの主要幹線道路であり、第1次緊急輸送道路に指定されている。当該区間は、高根東小学校の通学路となっているが、大型車等の交通量が多く、当該区間前後には歩道があるものの、当該区間のみ歩道が未整備のため、歩行者の安全確保が喫緊の課題となっている。地域から通学児童への安全確保を強く要望されていることから、早急に整備を進める必要がある。

**②整備目標・効果**

□主要目標 ○歩行者等の安全性の確保  
 ・歩行者・自転車交通量 12人台/12h (H27セカ) < 93人台/12h以上※  
 ・自動車交通量 4,977台/12h (H27セカ) > 3,428台/12h以上※  
 ・通学路指定 指定あり  
 ・現況の歩道幅員 0m < 1.4m※ ※評価基準値

□副次目標 ○歩行者等の通行空間の確保  
 ・歩行者・自転車交通量 12人台/12h (H27セカ) < 93人台/12h以上※  
 ・主要駅 (特急停車駅) からの距離 1.6km > 概ね1km (清里駅) ※  
 ・他事業との連携 無し ※評価基準値

□副次効果 ○緊急時の避難・救助機能の確保 (避難路の確保)

**(2) 整備内容**

**①整備内容** 歩道設置 (片側) L=210m W=2.5m  
**②着手年度** 令和3年度 **③完成見込年度** 令和10年度  
**④総事業費** 約150百万円 (国費87.5百万円 (5.83/10) 県費62.5百万円 (4.17/10))  
**⑤年度別の整備内容 (事業費)**

令和3年度	測量・設計	10 百万円
令和4年度	用地測量	10 百万円
令和5～8年度	用地補償	90 百万円
令和9年度	歩道設置工事	15 百万円
令和10年度	歩道設置工事	25 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

**⑥既整備内容・期間・事業費**  
 事業区間前後は歩道設置済み

**(3) 事業の妥当性評価**

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)  妥当  妥当でない  
 ・県が管理する国道における歩道設置であり、極めて公共性が高い。

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)  妥当  妥当でない  
 ・県管理国道であり、道路法第15条により、県が行うべき事業である。

③経済妥当性  妥当  妥当でない  
 ・歩道の設置事業であり、費用便益の算出規定が無く、評価に馴染まないため不算出。

④事業実施・規模の妥当性  妥当  妥当でない  
 ・通学路指定区間と歩道既整備区間を結ぶ範囲であり、事業規模等は妥当である。

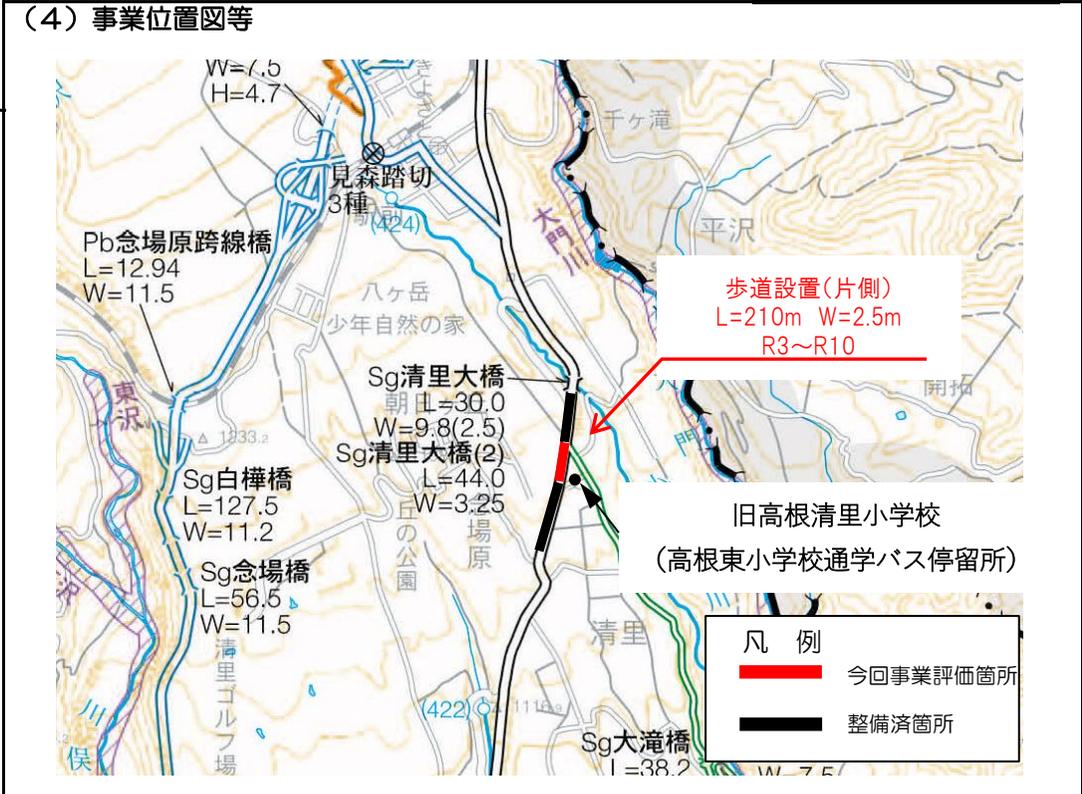
⑤整備手法の有効性  妥当  妥当でない  
 ・歩行者等の安全性・利便性を考える上で、効率的かつ経済的な手法である。

⑥環境負荷等への配慮  妥当  妥当でない  
 ・現道工事であり、自然環境への負荷は最小限である。

⑦事業計画の熟度  妥当  妥当でない  
 ・地元自治体から通学児童への安全対策を要望されている。

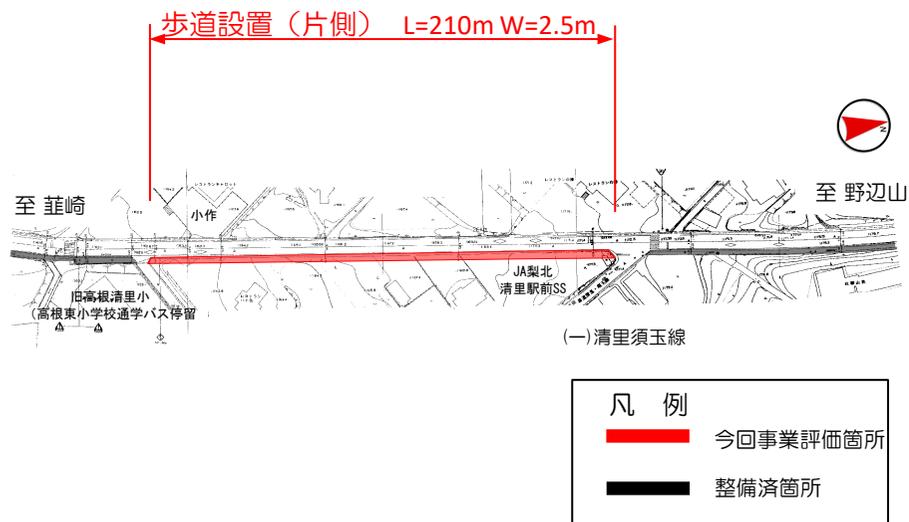
総合評価

[貢献度ランク: a]



## 2. 添付資料シート

【平面図】

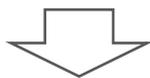
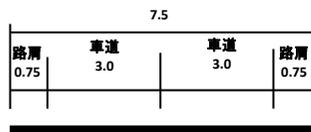


【写真①】

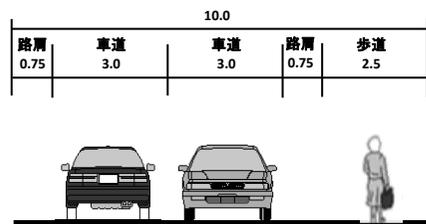


【標準横断図】

改良前



改良後



【写真②】

